

奈良県市町村合併支援プラン

平成 1 5 年 3 月 2 4 日 策定

平成 1 7 年 2 月 2 日 改定

奈良県市町村合併支援本部

1. 趣 旨

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）に基づき、市町村の自主的な合併の推進に向けて十分に成果が挙げられるよう、市町村合併に向けて取組みを進めている地域を対象とした「奈良県市町村合併支援プラン」（以下「県支援プラン」という。）を策定し、それぞれの地域の状況を踏まえ、その自主的な取組みを積極的に支援する。

2. 対象地域

県支援プランは、次に掲げる市町村を対象地域とする。

- （ 1 ） 県が合併重点支援地域に指定した市町村
- （ 2 ） 平成 1 7 年 3 月までに廃置分合申請を行い、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに合併した市町村

3. 支援体制

- （ 1 ） 知事を本部長とする「奈良県市町村合併支援本部」（平成 1 3 年 5 月 1 6 日設置）により市町村合併の取組みを総合的に支援する。
- （ 2 ） 総務部市町村課内に設置した「市町村合併相談コーナー」において、市町村合併に関する情報の提供や各種の相談に対応する。

4. 支 援 策

- （ 1 ） 市町村合併を検討するにあたっての支援
任意協議会に対する支援
ア 市町村合併推進事業交付金
任意協議会の活動経費に対して、1 協議会につき 5 0 0 万円を上限として交付する。（ 2 か年以内）

イ 任意協議会の要請に基づき、必要に応じ、合併協議会事務局へ県職員を派遣する。

ウ 任意協議会の要請に基づき、市町村合併の必要性や効果、国の合併支援制度等について情報提供を行う。

法定協議会に対する支援

ア 法定協議会の要請に基づき、必要に応じ、合併協議会委員の斡旋を行うほか、県職員が委員として参画する。

イ 法定協議会の要請に基づき、必要に応じ、合併協議会事務局へ県職員を派遣する。

ウ 法定協議会の要請に基づき、合併手続や市町村建設計画の策定など、合併協議における具体的な内容について助言、情報提供等を行う。

エ 奈良県市町村合併支援下部組織として、法定協議会設置地域ごとに「合併協議会支援プロジェクトチーム」を設置し、市町村建設計画の作成等を支援する。

オ 法定協議会の事務局職員等を構成員とする「合併協議会連絡会議」を設置し、協議会相互の情報交換、意見交換等を行う場を提供する。

その他の支援

ア 市町村合併研究事業補助金

公共的団体等が行う、市町村合併に関する調査研究事業、講演会及びシンポジウム等に要する経費の一部を一事業主体につき200万円を上限に補助する。(補助率1/2以内)

イ アドバイザー等の派遣

市町村や公共的団体等が行う、市町村合併に関する講演会及びシンポジウム等にアドバイザーや講師を派遣する。

ウ 市町村合併により新たに生じる事務分野に関して、県における市町村職員の実務研修の受け入れ、講師の派遣、県と市町村の共同研修などを実施し、人材育成を支援する。

(2) 市町村合併を通じたまちづくりに対する支援

市町村建設計画の策定を積極的に支援する。

市町村建設計画の協議等を踏まえ、合併市町村の一体化を促進すると認められる県事業の重点実施、優先採択や適用要件の緩和等の優遇措置を講ずる。

対象地域が、国の市町村合併支援プラン（平成13年8月30日策定、平成14年8月30日改定）の活用を図ることができるよう積極的に支援する。

合併前後のまちづくり事業を実施するために必要となる財政需要について支援を行う。

ア 奈良縣市町村合併支援交付金

合併特例法の適用を受けて合併した合併市町村又は合併しようとする合併関係市町村に対し、市町村建設計画に位置付けられた事業等で、合併市町村の一体的なまちづくりに資するものを対象に、合併関係市町村数に1億円を乗じて得た額を上限として、市町村合併支援交付金を交付する。

ただし、合併後市町村人口が3万人に満たない場合は交付しない。

イ 地域活性化事業総合補助金

合併重点支援地域の指定を受けた市町村が共同又は単独で実施する合併に資する事業（ただし、ソフト事業については共同で実施するものに限る）及び合併市町村が実施する住民相互の一体感醸成に資するイベント開催等のソフト事業を対象とする。（財政力指数0.7未満の市町村が対象）（アの交付対象事業を除く。）（補助率1/2以内）

ウ 市町村振興資金

貸付対象事業

合併重点支援地域において関係市町村が広域的に行う公共施設等の整備事業

貸付条件

充 当 率 90%（通常充当率は75%）

貸付利率 財政融資資金の利率マイナス2.5%（下限1.0%）
（通常利率は財政融資資金と同一）

その他各種行政サービスの維持・向上等を図るため、各種施策において、特別な措置又は配慮等を行う。

（3） その他の支援

圏域設定等の見直し

合併市町村の一体性が確保されるよう、必要に応じ、県の各種計画における圏域や県出先機関の所管区域等について見直しを行う。

合併市町村における公共的団体等の合併・統合支援

合併後の市町村における地域の一体性を高めるために、市町村ごとに設けられている公共的団体等について、その合併・統合が進むよう、必要に応じて適切な支援を行う。

権限移譲の推進

合併市町村からの要請を踏まえ、その規模に応じて、県からの権限移譲を推進する。

町としての要件の緩和

「町としての要件に関する県条例」を改正し、町を含む合併が行われたときは、当該合併後の団体が町としての要件を備えていない場合であっても備えているものとみなす。

5．市町村合併支援窓口

市町村合併に関する情報提供等による県民への市町村合併の啓発とともに、県支援プランに基づいた支援策の紹介やその具体化についての相談等に対応するため、各部局が連携・協力して、下記のとおり窓口を設置するものとする。

(1) 各部局の窓口

総務部	総務課
企画部	地域政策課
観光交流局	観光課（平成16年4月1日から追加）
福祉部	福祉政策課
こども家庭局	こども家庭課（平成15年4月1日から追加）
健康安全局	医務課（平成16年4月1日から名称変更）
生活環境部	県民生活課、廃棄物対策課
農林部（農）	農政課
農林部（林）	林政課
土木部	監理課
警察本部	警務課
教育委員会	総務福利課（平成15年4月1日から名称変更）
水道局	総務課
出納局	総務課
支援本部事務局	市町村課

(2) インターネットを活用した窓口

市町村課ホームページにおいて、市町村合併に関する相談、情報提供等を行う。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/ctv/>

電子メールアドレス ctv2@office.pref.nara.lg.jp